

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公開番号】特開2018-43771(P2018-43771A)

【公開日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【年通号数】公開・登録公報2018-011

【出願番号】特願2016-180529(P2016-180529)

【国際特許分類】

B 6 5 D 65/40 (2006.01)

B 3 2 B 27/40 (2006.01)

C 0 9 J 175/08 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 65/40 D

B 3 2 B 27/40

C 0 9 J 175/08

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月19日(2019.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第一のプラスチックフィルムと第二のプラスチックフィルムの間に接着剤層を積層してなる積層フィルムを袋状に成形してなる包装体であって、

前記接着剤層が、ポリイソシアネート成分(A)と、ひまし油又は水酸基含有ひまし油誘導体(b1)と、数平均分子量2,500~7,000のポリアルキレングリコール(b2)とを含有するポリオール成分(B)とを必須成分とするラミネート接着剤であることを特徴とする包装体。

【請求項2】

前記ポリオール成分(B)の前記ひまし油又は水酸基含有ひまし油誘導体(b1)と、前記数平均分子量(Mw)2,800~7,000のポリアルキレングリコール(b2)との質量比[(b1)/(b2)]が90/10~20/80である請求項1記載の包装体。

【請求項3】

前記ポリイソシアネート成分(A)が、芳香族ポリイソシアネートと、ポリエーテルポリオール及び/又はポリエステルポリオールとの反応物である請求項1~2のいずれかに記載の包装体。

【請求項4】

前記ポリイソシアネート成分(A)中のイソシアネート基と前記ポリオール成分(B)中の水酸基との当量比[イソシアネート基/水酸基]が、1.0~5.0である請求項1~3のいずれかに記載の包装体。